
釧路市相談支援事業

平成25年度 事業報告書

報告書作成者

受託者

(所在地) 〒085-8640

釧路市北大通 12-1-14 ビケンワークビル 4階

(事業者名) 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会

代表理事 小和田 力

0. 目次

1. 事業概要

- 1. 1 事業の目的
- 1. 2 事業の背景
- 1. 3 業務内容

2. 実績報告

- 2. 1 相談実績
- 2. 2 月別相談内容
- 2. 3 就労実績
- 2. 4 プランシート作成名簿一覧
- 2. 5 同行支援実績一覧

3. 本年度の振り返り

- 3. 1 相談対応の振り返り
- 3. 2 支援の仕組み・体制整備

4. 参考資料

- 4. 1 支援調整会議設置規定
- 4. 2 生活困窮者自立支援釧路圏域会議設置規程

1. 事業概要

1. 1 事業の目的

- ・「釧路市生活困窮者相談支援センター」を新設し、生活困窮者を総合的に支援する。
- ・本事業は、日常生活自立、社会的自立及び経済的自立を希望しながら、様々な社会的排除リスクに直面している生活困窮者を対象に、適切な支援を実施するため、新たな相談支援体制を構築し、地域のネットワークや訪問支援を通じた生活困窮者の把握、生活困窮者の捕捉とそれに基づく支援計画の策定や必要なサービスへのつなぎ、それぞれの支援の効果を評価・確認しながら生活困窮者本人の自立までを包括的・継続的に支援を行い、生活困窮者の自立を促進することを目的とする。
- ・当面、経済的困窮者の相談、支援から取り組む。

1. 2 事業の背景

- ・現在、生活保護受給者をはじめ経済的困窮者に対する総合的な支援拠点は福祉事務所が担っているが、福祉事務所のケースワーカーの負担は重たくなっている。
- ・また、生活保護脱却者には、定着支援の実施が再度生活保護になることの防止につながると考えられるが、その対応が十分できない現状にある。
- ・現行の相談窓口では、地域の中で生活課題を抱える者を早期に発見、対応するためのアウトリーチ機能が弱く、社会的に孤立している者や複合的な課題を抱えた人に対する支援が適切に行われているとは言い難い状況である。生活困窮者の抱える複合的な課題に対応するためには、公的機関と民間機関又は民間機関同士の新しい官民協働等による包括的・総合的な相談体制を構築することが必要となった。

1. 3 業務内容

1) 相談支援業務

- 支援対象者の生活、就労等に関する相談
支援対象者と面談を行い、生活及び就労に関する問題点を把握し、その解決に向けた支援
- 行政施策等の各種支援制度の利用に関する関係機関との連絡・調整等
相談で把握した問題点を踏まえ、必要な支援をコーディネートし、各種支援を実施する関係機関との連絡・調整等
- 支援対象者の安定的な自立生活の実現につながる支援
支援対象者の安定的な自立生活の実現につながる上記に付帯する相談支援

2) 地域づくり・地域連携業務

相談支援業務を実施するにあたり、地域資源との連携は必須である。したがって、支援対象者に合った地域資源の把握や活用、また必要に応じた就労や社会参加の場を創出するために「(仮称) 自立支援協議会」を立ち上げ、地域連携づくりを進める。

③センターの管理及び運営業務

事業の目的及び運営の方針、職員の職種、職員数及び職務の内容、開所日及び執務時間、個人情報の取扱い等を定め、センターの管理運営を行う。また、モデル事業の実績や課題等について評価し、その結果を委託者に報告するため、随時、センターでの利用実績、相談記録、支援計画・支援記録などの各種データを整備し、分析を行うものとする。

2. 実績報告

2. 1 相談実績報告

実績報告書(H25.6～H26.3)											H26.3末現在	
月		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
当月の 新規・継続 相談者数	新規	5	28	13	9	11	17	7	16(再相 談+1)	15(再相 談+3)	14(再相 談+2)	141
	継続	—	4	19	18	14	13	18	14	20	23	—
	内訳:6月からの継続者	—	—	3	3	3	2	2	2	1	1	—
	7月からの継続者	—	—	16	8	3	2	2	1	1	1	—
	8月からの継続者	—	—	—	7	4	3	3	3	3	3	—
	9月からの継続者	—	—	—	—	4	1	1	0	0	0	—
	10月からの継続者	—	—	—	—	—	5	2	2	2	1	—
	11月からの継続者	—	—	—	—	—	—	8	6	5	3	—
	12月からの継続者	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	—
	1月からの継続者	—	—	—	—	—	—	—	—	8	6	—
	2月からの継続者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—
当月の相談者数合計		5	32	32	27	25	30	25	31	38	39	284
性別当月 相談者数	男性(新規・継続込)	3	19	21	16	14	15	16	20	25	23	—
	女性(新規・継続込)	2	13	11	11	11	12	9	11	13	16	—
	男性(新規のみ)	3	17	9	3	5	7	4	9	8	7	72
	女性(新規のみ)	2	11	4	6	6	7	3	8	10	9	66
	当月男性のべ相談回数(新規・継続込)	6	51	60	41	27	49	45	55	62	52	448
	当月女性のべ相談回数(新規・継続込)	3	39	24	24	21	21	20	24	40	29	245
当月のべ相談数合計		9	90	84	65	48	70	65	79	102	81	693
相談理由 (当月のみ: 複数回答可)	病気・健康・障害	0	4	3	5	2	2	1	3	4	1	25
	就労(仕事探し)	2	14	9	4	9	4	2	9	9	3	65
	債務	1	0	0	0	0	2	0	3	0	0	6
	地域との関係・社会参加	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
	DV	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住まい	1	1	2	1	0	0	1	4	6	1	17
	仕事上トラブル	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	5
	家族・人間関係	2	2	1	0	1	2	0	1	1	1	11
	子育て・介護	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	家賃・ローン支払	1	4	2	0	2	2	1	1	3	0	16
	収入・生活費	2	12	6	4	2	7	2	8	9	6	58
	日々の生活	0	1	2	3	1	1	0	1	2	0	11
	ひきこもり・不登校	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	5
その他	0	2	1	1	2	6	4	2	1	7	26	

相談者の紹介 または相談者 へ、センター のパンフレット 提供があった 関係機関(当 月のみの数)	市生活福祉事務所	3	1	2	2	1	3	0	2	3	1	18
	市雇用労働相談所	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	3
	市協働推進課	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	市健康推進課	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	市国民健康保険課	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	市医療年金課	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	市上下水道部	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	市障がい福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	市子ども支援課	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	市市民生活課	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	消費者生活センター	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3
	サポステ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	介護事業所	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	被害者の会	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	ハローワーク	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	6
	NPO	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	保護司	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	東部北包括	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	東部南包括	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
	中部北包括	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	母子自立センター	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	弁護士	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
警察	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
日赤病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	

プラン	プラン1作成数	0	7	3	1	1	3	1	3	3	0	22
	プラン2作成数	0	0	0	0	1	0	2	0	0	3	6
	プラン3作成数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	終了	0	3	0	2	3	0	2	0	1	2	13
相談終了 理由内訳	問題の解決等	0	6	4	1	1	0	2	0	3	2	19
	就職	0	1	1	1	3	1	0	0	2	1	10
	支援・情報提供を受け自身で行動希望等	1	0	7	5	4	1	3	7	4	5	37
	傾聴・情報提供のみで満足	0	1	1	2	4	6	2	0	3	5	24
	希望の結果に至らず終了	0	2	0	1	0	0	2	0	0	0	5
	再相談希望の連絡来ず	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3
	連絡取れず	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	関係機関へ	0	2	1	2	0	4	2	3	2	2	18
	中間就労へ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	1	13	14	13	12	12	11	11	15	16	118	

相談後、情報 収集や連携を 取った期間	市生活福祉事務所(生活保護関係)	1	12	5	3	0	5	1	3	2	1	33
	状況:保護申請・開始	1	4	1	1	0	1	1	0	4	0	13
	保護申請却下	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	保護申請辞退	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	相談のみ(該当しない可能性)	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	5
	保護受給中または廃止直後	0	3	3	1	0	0	0	0	0	0	7
	生活福祉事務所(住宅支援給付)	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	4
	生活福祉事務所(年金担当)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	生活福祉事務所(境界層証明)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	生活福祉事務所(その他)	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	5
	市地域福祉課	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	4
	市医療年金課	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	4
	市障がい福祉課	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	市上下水道部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	市立病院(精神科医療相談室)	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	市住宅管理公社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	市教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	ハローワーク	2	5	5	0	1	1	0	1	1	0	16
	内訳:もともと一般窓口を活用	2	7	6	3	3	3	0	4	3	0	31
	もともと障害者窓口を活用	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	4
	もともと生活保護窓口を活用	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	新規登録	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	4
	上記から困窮者等支援枠へ繋ぐ	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4
	困窮者等支援枠・ナビによる個別支援を 断られ一般窓口へ繋ぐ	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	一般窓口個別支援へ繋ぐ(若年・マザーズ等) (10月の相談者は12月に繋いだ)	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	4
	障害者窓口個別支援へ繋ぐ (8月の相談者は当初一般窓口活用・11月に繋いだ)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	訓練窓口へ繋ぐ (8月の相談者は11月に繋いだ)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	自身で訓練窓口を活用 (8月の相談者は提案により活用)	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3
	社協	0	0	2	0	0	2	0	1	1	3	9
	NPO	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	3
	母子自立センター	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	東部北包括	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	弁護士	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
サポステ	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	4	
法テラス	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	3	
地域生活支援センター ハートくしろ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
協立病院(医療相談室)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
消費者生活センター	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
職業紹介会社	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
旭川自立サポートセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
物件管理会社	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	4	
労働基準監督署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
生活・就労支援センターあつべつ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	

2. 2 月別相談内容

平成25年6～平成26年3月分・新規相談者のみ月別相談内容(主訴のみ)													
相談内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%	
1 病気・健康・障害	0	2	0	2	0	2	0	1	0	0	7	5	5%
2 就労(仕事探し・就職)	2	7	6	2	6	0	1	5	5	1	35	25	25%
3 債務	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	4	3	3%
4 社会参加	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	1	1%
5 DV	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
6 住まい	0	2	2	0	0	0	1	3	5	1	14	10	10%
7 仕事上トラブル	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1%
8 家族・人間関係	1	2	1	0	0	1	0	0	0	1	6	4	4%
9 子育て・介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
10 家賃・ローン支払	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	5	4	4%
11 収入・生活費	0	10	2	3	2	5	0	4	6	6	38	27	27%
12 日々の生活	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	1	1%
13 ひきこもり・不登校	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1%
14 その他	0	2	1	1	1	6	4	2	1	7	25	18	18%
「14 その他」の内容		・息子の就労相談 ・夫の施設料支払	・息子の就職先への 赴任費用	・娘の心配ごと	・傾聴のみ希望	・本人が入居しているが見つ からない ・国民健康保険に加入 したいが難しい状況 ・提供休職 ・息子の生活 ・卒業後の就職先 ・家族の判別者実入居 ・再入居への身元引受	・自身の年金の未納期 間への疑義 ・物件管理会社より多 量書類についての資料 提供依頼 ・息子と孫の折合いに ついて ・娘の居場所が不明 で、暮かっている孫の 入学のこと	・他機関の苦情 ・他機関の連絡先を教 えて ・傾聴希望 ・サービスの申し出し ・卒業後の送迎報告 ・他市に住む息子の相 談機関の連絡先をしり たい					0%
各月相談者数合計	5	28	13	9	11	17	7	17	18	16	141	100	100%

※電話のみでの相談希望者・他機関からの情報提供依頼・相談希望だが登録を希望しない相談者を含む

2. 3 就労実績

1) 相談内容：「就労」35名に対する就労実績

○就労実数 23名(うち2名が2度採用)

○就労率 66%

○全相談者数に対する割合 16%

※内ハローワークに繋ぎ就職 5名(内1名は2度採用・1名は一般窓口活用)

ハローワーク一般窓口からの応募 4名

上記以外は求人誌等活用し就職(短期・アルバイトも含む)

2) 就労23名の内訳

○正社員 4名(ホテルフロント、歯科助手、配送、事務職)

○契約職員 2名(郵便関係・バス運転手)

○パート・フルタイム 3名(施設警備、水産加工)

○パート 6名(選別作業、ビル・児童館清掃、試験監督、販売員、卵の選別)

○臨時職員 2名(事務補助)

○アルバイト 4名(仕分け作業・水産梱包作業・新聞配達)

○派遣契約 2名(水産加工・水産梱包作業)

<年齢層>

20代：5名、30代：4名、40代：6名、50代：5名、60代：2名、不明：1名

2. 4 プランシート作成名簿一覧

	名前 (イニシャル)	プラン	支援調整会議開催日	支援決定日	プラン期間	次回モニタリング時期	評価シート	
							支援調整会議開催日	プラン評価
1	Y.K	プラン1	H25年7月1日	H25年7月4日	H25年12月下旬	H25年9月	H25年12月20日	終 H25年 12月 24日
2	A.S	プラン1	H25年7月1日	H25年7月4日	H25年10月30日	H25年9月	H25年10月29日	終 H25年10月31日
3	H.H	プラン1	H25年7月4日	H25年7月9日	H25年9月30日	H25年7月	H25年7月31日	終 H25年 7月31日
4	D.U	プラン1	H25年7月11日	H25年7月13日	H25年12月30日	H25年9月	H25年12月20日	再 H25年12月24日
	同上	プラン2	H25年12月20日	H25年12月 24日	H26年6月30日	H26年3月	H26年3月28日	終 H26年3月31日
5	T.S	プラン1	H25年7月11日	H25年7月13日	H25年10月末日	H25年8月	H25年7月31日	終 H25年7月31日
6	M.W	プラン1	H25年7月22日	H25年7月25日	H26年1月下旬	H25年10月	H25年10月29日	終 H25年10月31日
7	T.A	プラン1	H25年7月22日	H25年7月25日	H25年10月31日	H25年9月	H25年7月31日	終 H25年 7月31日
8	T.T	プラン1	H25年8月2日	H25年8月5日	H26年2月末日	H25年9月	H25年9月3日	終 H25年 9月 3日
9	Y.S	プラン1	H25年8月22日	H25年8月26日	H26年 2月28日	H25年11月	H25年10月29日	終 H25年10月31日
	同上	プラン2	H25年10月29日	H25年10月31日	H26年3月31日	H26年1月	H26年3月25日	再 H26年3月28日
	同上	プラン3	H26年3月25日	H26年3月28日	H27年 3月31日	H26年7月	H 年 月 日	終・再 H 年 月 日
10	Y.U	プラン1	H25年8月28日	H25年8月30日	H26年3月31日	H25年11月	H25年9月27日	終 H25年 9月27日
11	A.M	プラン1	H25年9月6日	H25年9月9日	H26年3月31日	H25年11月	H26年3月25日	再 H25年3月28日
	同上	プラン2	H26年3月25日	H26年3月28日	H27年 3月31日	H26年7月	H 年 月 日	終・再 H 年 月 日
12	M.A	プラン1	H25年10月29日	H25年10月31日	H26年3月31日	H26年1月	H26年3月28日	再 H26年3月31日
	同上	プラン2	H26年3月28日	H26年3月31日	H27年 3月31日	H26年7月	H 年 月 日	終・再 H 年 月 日
13	M.H	プラン1	H25年11月25日	H25年11月28日	H26年3月31日	H26年2月	H25年12月20日	再 H25年 12月 24日
	同上	プラン2	H25年12月20日	H25年12月24日	H26年3月31日	H26年2月	H26年3月25日	再 H26年3月28日
	同上	プラン3	H26年3月25日	H26年3月28日	H27年 3月31日	H26年7月	H 年 月 日	終・再 H 年 月 日
14	M.O	プラン1	H25年11月25日	H25年11月28日	H26年3月31日	H26年2月	H26年3月25日	終 H26年3月28日
15	K.D	プラン1	H25年11月25日	H25年11月28日	H26年3月31日	H26年1月	H26年3月25日	再 H26年3月28日
	同上	プラン2	H26年3月25日	H26年3月28日	H27年 3月31日	H26年7月	H 年 月 日	終・再 H 年 月 日
16	A.K	プラン1	H25年12月16日	H25年12月16日	H26年 12月16日	H25年12月	H25年12月20日	終 H25年 12月 24日
17	Y.I	プラン1	H26年1月28日	H26年1月30日	H26年 6月30日	H26年3月	H 年 月 日	終・再 H 年 月 日
18	M.N	プラン1	H26年1月28日	H26年1月30日	H26年 6月30日	H26年3月	H 年 月 日	終・再 H 年 月 日
19	K.A	プラン1	H26年1月28日	H26年1月30日	H26年 6月30日	H26年3月	H 年 月 日	終・再 H 年 月 日
20	H.S	プラン1	H26年2月25日	H26年2月28日	H26年 11月30日	H26年6月	H 年 月 日	終・再 H 年 月 日
21	M.K	プラン1	H26年2月25日	H26年2月28日	H26年 11月30日	H26年6月	H 年 月 日	終・再 H 年 月 日
22	T.M	プラン1	H26年2月4日	H26年2月7日	H26年 4月30日	H26年3月	H26年2月25日	終・H26年2月28日

2. 5 同行支援実績一覧

	氏名	同行・訪問先	回数	
6月	A.M	ハローワーク	1	1
	A.S	ハローワーク	1	2
		有限会社パークサイド管理	1	
	Y.K	生活福祉事務所	4	5
エイブル		1		
7月	T.A	生活福祉事務所	1	1
	T.S	ハローワーク	2	2
	H.H	生活福祉事務所	1	1
	M.S	ハローワーク	2	2
	S.K	生活福祉事務所	1	1
	N.T	ハローワーク	1	1
	N.T	生活福祉事務所	1	2
		市地域福祉課	1	
	T.S	訪問→自宅	1	1
	Y.D	生活福祉事務所	1	1
	D.U	生活福祉事務所 住宅支援給付	1	1
	E.S	生活福祉事務所	1	1
	K.E	市医療年金課	1	1
	E.S	生活福祉事務所	1	1
8月	A.M	生活福祉事務所	1	3
		市役所障がい福祉課	1	
		ハローワーク	1	
	Y.S	ハローワーク	4	7
		わたすげ共栄	1	
		前職(ヤマト運輸)	1	
		サポステ	1	
	T.A	中間的就労(整網作業、ビケンワーク)	1	2
		サポステ まなびーの(講演会場見学)	1	
	Y.U	ホームレス支援住宅	1	2
有限会社パークサイド管理		1		
J.T	生活福祉事務所	1	1	
H.T	ハローワーク	1	1	
9月	A.O	生活福祉事務所	1	1
10月	M.A	生活福祉事務所CWと訪問→自宅	1	4
		母子自立センター相談員と訪問→自宅	1	
		訪問→自宅	1	
		サポステ まなびーの	1	
		サポステ まなびーの	1	
11月	K.D	生活福祉事務所	1	2
		サポステ まなびーの(講演会場見学)	1	
	M.O	市地域福祉課	1	1
	M.H	法テラス釧路の無料法律相談	2	9
		釧路地方裁判所	1	
		法務局	1	
		ハローワーク	2	
		はるとり法律事務所	3	
	J.O	生活福祉事務所	2	4
		訪問→自宅	1	
警察		1		
12月	A.K	市住宅管理公社	1	1
1月	Y.I	生活福祉事務所 住宅支援給付担当	2	2
	M.K	わたすげ共栄	1	1
	H.S	わたすげ共栄	1	1
	M.N	生活福祉事務所	2	2
2月	T.I	生活福祉事務所	1	1
	H.U	生活福祉事務所	1	1
3月	I.K	生活福祉事務所	1	1
	I.N	訪問→日赤病院相談室	1	1
同行・訪問回数合計			72	
同行・訪問人数合計			37	

3. 本年度の振り返り

3. 1 相談対応の振り返り

1) 相談者の主訴と世帯構成

25年度の相談の傾向は、「生活費が苦しい」、「仕事を探したい」が2大主訴だった。年代的には高齢者が目立ち、若年者は少なかった。また、相談者の世帯構成は単独世帯が最も多い。日々相談をしたり、会話をする人がいない、あるいは少ない実態が地域に生まれている。

2) 相談における傾聴の必要性

「制度（たとえば生活保護）に繋がったこと以上に自分のことを話せた、聞いてもらえた、あるいは（たくさん話し合っ）希望が見えてきた、ホッとした」という相談者の声が目立つようになってきた。「占いの館に来たい」という感想の方もいた。それにより、時間がかかるが「傾聴」できるスタッフや場づくりの必要性を認識できた。同時に背中を押す役割のスタッフ（一部専門職もある）との役割分担やスタッフ充実も課題である。

3) 相談の「入口」

生活保護の壁を実感する。相談者にも支援機関にも生活福祉事務所の面接相談対応は敷居が高い。生活保護法第27条2項の『相談』が確立しなければ当センターの役割も生かされない。来所者は新聞を見た、広報くしろを見たなどで相談に来ることが多い。機関紹介は少しずつ増え、市役所内の連携の一定の成果と考えられる。相談者を通じて行き来することが関係づくりに繋がっているものとする。大元である生活福祉事務所からの紹介は月に2～3件であった。

4) 個別支援小括

伴走的な個別支援の意味が見え始めた一年だった。当初は、気負いもあり相談援助者側のイニシアティブが基本だったかもしれない。相談者の話を聞くことが多くなり一人のひととの関係が継続するに従って「社会と繋がりたい」などの当事者目線を相談者が受け止め実感するようになった。そこには「理解されて一歩がある」「気持ちをつかむのが相談」という相談当事者自身が存在を認められる相談への気づきが生まれていると思われる。ここが『診断的発想』、「カウンセリング」という「専門知識」からのアプローチでない「生活過程への伴走」に必要な姿勢・目線ではないだろうか。

資源作りは当事者の困りごとや悩みから生み出されるものというのが実感である。それだけにその解決に当たってあるいはアイデアを出し合うに当たって官民の関係諸

機関の協働が求められることになるだろう。帳票類の煩雑さは大きな課題である。プラン作りのためのプラン事務になりかねない側面があり軽量化・簡略化をしなければ、この作業に相当の労力が取られているのが実態でアウトリーチなどは望むべくもない。いずれにしろ相談当事者の「生きる見通し」に寄与することが相談支援機関の意味と考えられるようになった。

3. 2 支援の仕組み・体制整備

1) 支援調整会議

昨年度は支援決定のために”支援調整会議”を設け3回ほど議論をし、支援決定を行ってきた。平成26年度より運営方法を改善し委員が一堂に会する会議方式から小組に分けて機動的に集合する方式に改める。そのため現在5名の委員の増員を図る必要がある。

2) 釧路圏域会議

(仮称)釧路圏域会議を立ち上げた。困窮者支援について市・振興局・管内町村、管内社会福祉協議会などの主に行政機関が認識を共有する積み重ねを狙いとしている。新年度から回数や参加対象を検討し定着を図る。

3) 仕組みづくり小括

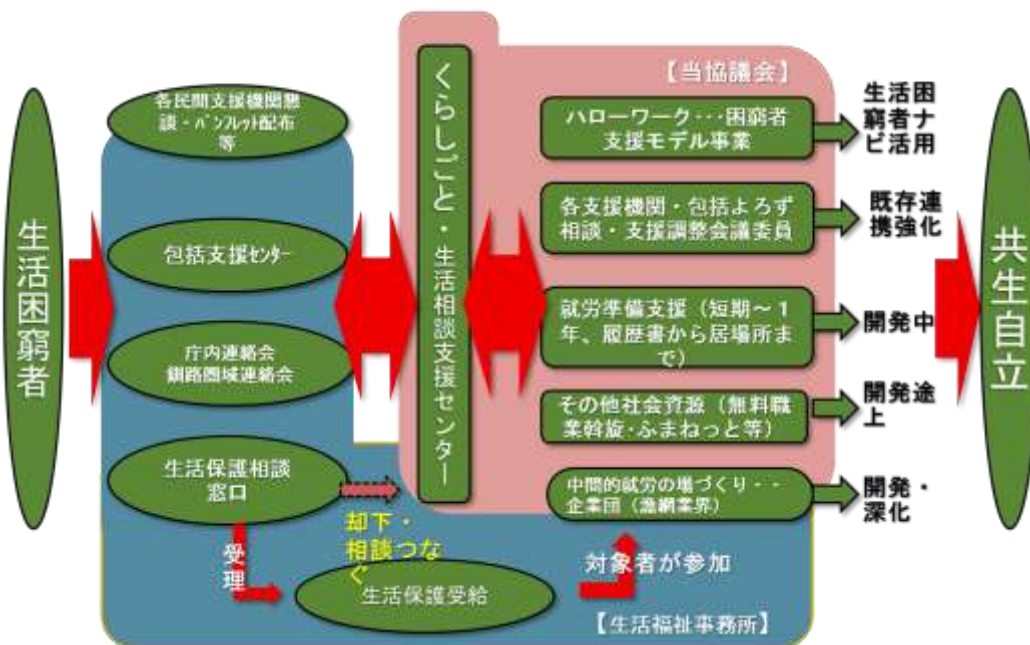
個別支援とともにモデル期間中に急がれる課題は「地域の仕組み、自治体の仕組みづくり、体制整備を早くコンサルテーションすること」と認識している。そのために公平公正な公的部門である釧路市生活福祉事務所のイニシアティブが大事だと考える。生活困窮者支援は、地域資源をいかに当事者に沿って生み出すかが課題で自治体における部課横断的かつ施策分野横断的な取組みが基礎的に重要と認識している。生活困窮者自立支援法で取り組むいわゆる中間的就労や就労準備支援事業は、雇用（高齢者雇用を含む）、あるいは合併により森林の町となった釧路市における林業分野等地域産業の困りごと、優先発注など入札制度の改革（大阪では、公共サービス等の委託業務の労務単価積算に就労支援費を加算し、総合評価入札等で競い働くことに困難を抱えた人々に「中間的就労の場」を創出しようとしている等）といった施策分野と連動してこそ展開が可能となる。相談当事者が抱える生活課題（特に仕事を求めている。高齢者でも求めている。社会参加型の働き方など）がそれを示しているからだ。

生活福祉事務所など生活困窮者支援の担当課だけではなく連携施策分野の担当課においても、生活困窮者支援の理念・目的への理解は欠かせないと思う。とりわけ中間的就労の場の創出は、単なる雇用創出や生活困窮者への貧困対策ではないという理解を釧路市商業労政課など雇用部門をはじめとして要である釧路市全庁で図れるかに

かっているのではないか。中間的就労の場の創出は釧路地域における多様な働き方の創出なのであり、それは社会的孤立の防止や自立能力の育成をつうじて総合的な地域力の向上につながる、いわば「人の域内循環である」との認識を全庁的に共有されるかどうかにかかっていると認識している。

一方、そうした観点に立ち官のパートナーである民が努力すべき課題も見えてきた。中でも「地域の仕組みづくり」が急がれる。その点で現在受託中の相談支援機関をバージョンアップすることが必要である。高知市では、市役所から出向する、社会福祉協議会から出向する、NPOからも出向して運営協議会を作りそこに相談支援機関を乗せて動かし新法施行後は法人格を持って受託する仕組みを展望している。釧路においても「自立支援協議会」（法人格も検討すべき）等を設置しその背景にある資源とつながる「相談支援機関」が機能すると考えている。自立支援協議会に参集する企業・団体・市民を広く糾合し、そこにある諸資源を活性化させ、無い資源は生み出すことが相談支援においても地域づくりにおいても必要である。そうしたことから今年度、圏域会議等、官民の地域の担い手を広く募り、支援づくり資源づくりを検討する機会を設ける必要がある。

平成25年度現在困窮者支援取り組み構図



4. 参考資料

4. 1 支援調整会議設置規定

(設置)

第1条 生活困窮者の自立促進に関し、自立相談支援事業（以下「事業」という。）実施主体の釧路市から、事業を受託している一般社団法人釧路社会的企業創造協議会（以下「協議会」という。）が中心となって、行政及び関係機関等とともに、本人と協働で作成した個々のプランについて協議し、支援方針について確認を行うため、支援調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、協議会の求めに応じ、次の事項に関して協議し、支援方針について確認を行うものとする。

- (1) アセスメントの結果を受け、参加者が生活困窮者（以下「本人」という。）の課題と目標を共通に認識し、プラン案に示された支援内容と支援提供者について調整する。
- (2) 支援サービスが適切であったかなど目標設定に対する評価と支援体制に関する検証を行う。
- (3) 本人のさまざまな支援ニーズに対応するため、福祉、医療、教育、就労等の多分野にわたる一体的かつ継続的な支援を実現するためのネットワークを構築する。
- (4) 個々のサービスの検討において見えてくる地域の課題や不足するサービス・社会資源等を議論し、必要な社会資源の掘り起し・活性化のための方策を検討する。

(組織等)

第3条 調整会議の組織は、本人の他、協議会が学識経験者等の中から委嘱するアドバイザー委員及び関係機関等の中から委嘱する委員それぞれ若干名並びに第4条の事務局員で構成する。

- 2 委員の任期は、1年（4月から3月まで）とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任を妨げない。
- 3 調整会議に、委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

(事務局員)

第4条 調整会議の事務局員は、協議会の相談支援員等担当者及び釧路市福祉部生活福祉事務所の職員とする。

(調整会議)

第5条 調整会議は、委員長が招集し、調整会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 調整会議の参加者は、委員長が第3条第1項の構成員の中から個別支援ケースに応じて

決定する。

- 4 委員長は、調整会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の行政、支援関係者、その他の関係者を参加させ、意見または説明を求めることができる。
- 5 調整会議は、プラン作成時及び再プラン作成時または終結の判断時にそれぞれ開催することを基本に、迅速に対応すべき協議事項が生じた場合に臨時的に開催するものとする。
(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、協議会において行う。

(報酬及び費用弁償)

第7条 調整会議の委員及び第5条第4項に規定する委員以外の者に、報酬並びに費用弁償として日額旅費を支給する。

- 2 前項に規定する報酬並びに日額旅費については、調整会議の都度、職務従事後に支給する。
- 3 第1項に規定する報酬並びに日額旅費の額は、次のとおりとする。
 - ① 報酬：5,000円/回
 - ② 日額旅費（開催場所を合併（平成17年10月11日の3市町の合併をいう。）前の釧路地区とした場合の委員の居住地区による額）
釧路地区：不支給 阿寒地区：1,000円 阿寒湖畔地区：4,000円 音別地区：2,000円
- 4 前項までの規定にかかわらず、本人及びその家族（4親等以内の血族・姻族）並びに公務員（非常勤の特別職を除く。）には報酬並びに日額旅費を支給しない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

4. 2 生活困窮者自立支援釧路圏域会議設置規程

(設置)

第1条 釧路総合振興局圏域の生活困窮者の自立支援に関し、行政及び関係機関等の広域的連携による自立支援体制の整備を図るため、生活困窮者自立支援釧路圏域協議会(以下「圏域協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 圏域協議会は、次の事項に関して協議し、必要な情報の共有と連携して取り組む課題の確認を行うものとする。

- (1) 生活困窮者が抱える圏域的な課題に関すること
- (2) 社会資源の把握・活用および社会資源の開発に関すること
- (3) 関係機関等のネットワーク構築に関すること
- (4) 支援事業の連携に関すること
- (5) その他自立支援のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 圏域協議会の組織は、釧路総合振興局圏域の行政及び関係機関等、並びに第4条のアドバイザー委員、第5条の事務局員で構成する。

2 圏域協議会に、構成員の中から会長、副会長、事務局長を各1名置く。

- (1) 会長は、釧路総合振興局の職員をもって充てる。
- (2) 副会長は、釧路市の職員をもって充てる。
- (3) 事務局長は、一般社団法人釧路社会的企業創造協議会(以下「創造協議会」という。)の職員をもって充てる。

(アドバイザー委員)

第4条 圏域協議会に、圏域協議会が学識経験者等の中から委嘱するアドバイザー委員若干名を置く。

2 圏域協議会のアドバイザー委員は、支援調整会議(2013年11月1日制定の設置規程)のアドバイザー委員をもって充て、任期は支援調整会議委員としての任期とする。

(事務局)

第5条 圏域協議会の事務局を創造協議会に置き、創造協議会職員が事務局員として庶務を処理する。

(会議)

第6条 圏域協議会の会議は、会長が招集し、第3条第1項の構成員のうち会長が必要と

判断した者の参加をもって成立する。なお、会長が特に必要と認めた場合には、構成員以外の関係者等を会議に参加させることができる。

- 2 圏域協議会には、必要に応じて部会及び幹事会を置くことができる。なお、部会及び幹事会の規程は、設置時に別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第7条 第4条のアドバイザー委員に報酬並びに費用弁償として日額旅費を支給する。

- 2 前項に規定する報酬並びに日額旅費の取扱いについては、支援調整会議の規定を準用する。
- 3 アドバイザー委員を除く、圏域協議会の会議に参加する構成員及び会長が特に必要と認めた会議参加者には報酬並びに日額旅費を支給しない。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、第1条の設置目的を達成するために必要な事項は、会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年3月14日から施行する。